

平成27~29年度

札幌市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画 概要版

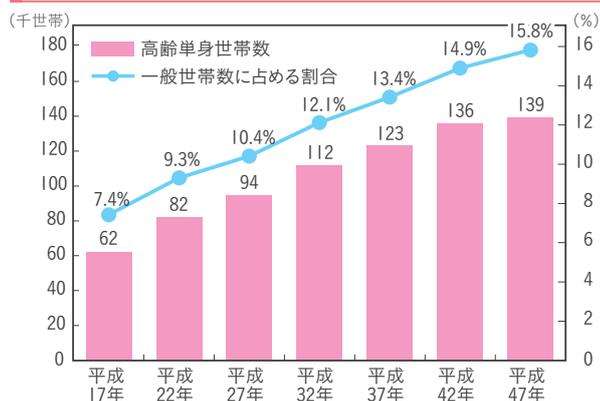




# 高齢者を取り巻く状況

高齢化が進む中、高齢単身世帯が今後も増加することが見込まれます。

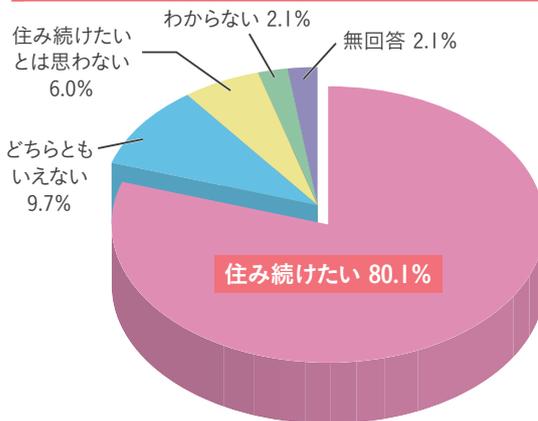
## 札幌市の高齢単身世帯数及び一般世帯数に占める割合の将来見通し



資料：国勢調査、札幌市市長政策室推計

高齢者の多くは、現在住んでいる地域に住み続けたいと考えています。

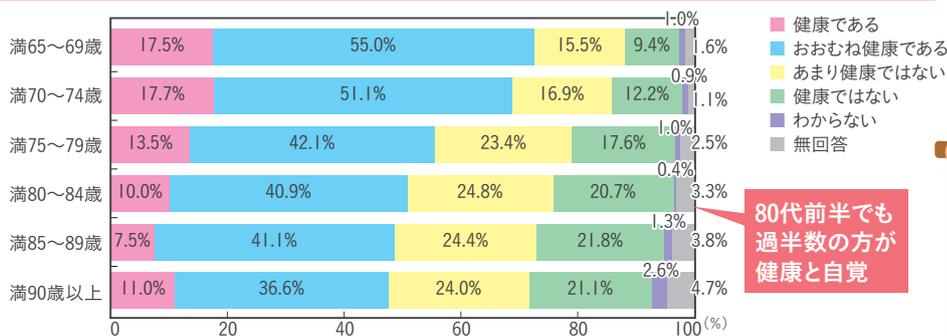
## 現在住んでいる地域に住み続けたいか



資料：平成25年度高齢社会に関する意識調査(65歳以上対象)

高齢者の多くは、自分は健康だと感じています。

## 主観的健康感(年齢別)



資料：平成25年度高齢社会に関する意識調査(65歳以上対象)

80代前半でも過半数の方が健康と自覚



# 基本目標

団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年(2025年)の高齢社会を見据えた基本目標を掲げます。

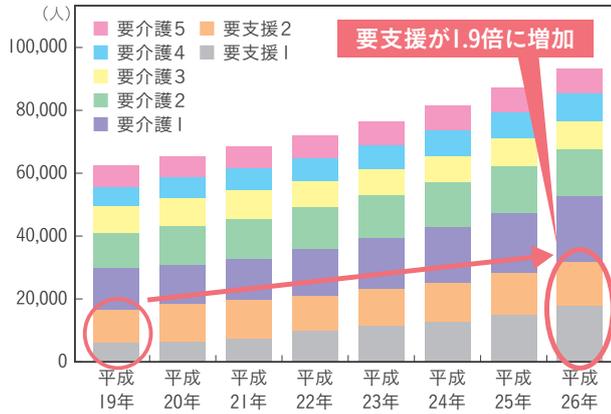
地域包括ケア体制の構築に向けた取組を継続的かつ着実に実施していくことで、基本目標の実現を目指していきます。



要介護・要支援認定者が年々増加しており、特に要支援認定者が増えています。

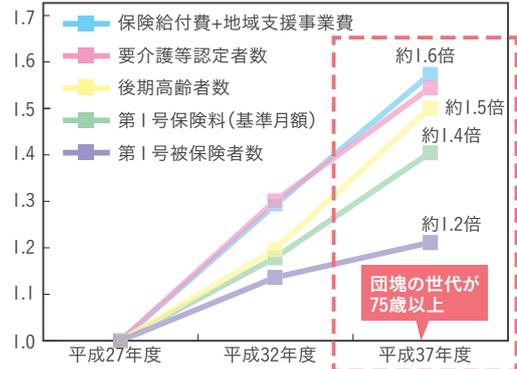
今後も要介護等認定者が増え続け、それに伴い給付費や保険料も上昇することが見込まれます。

札幌市の要介護等認定者数の推移(要介護度別)



資料：札幌市高齢保健福祉部

給付費等の将来見通し(平成27年度を1としたときの指数)



資料：札幌市高齢保健福祉部

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を構築する必要があります。

また、元気な高齢者が引き続き健康を保ちながら、その意欲と能力に応じて、社会を支える一員として活躍できるまちづくりを進める必要があります。



## 基本目標

いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり





## 施策の展開

基本目標の実現に向けて取組を進めるにあたり、高齢者保健福祉に関する施策を6つに分けて展開していきます。

### 施策1 地域における連携強化

#### 施策の方向性

地域包括ケア体制の構築に向けて、医療と介護の関係者間のネットワーク機能の強化や関係職員の資質向上などを図ります。

また、地域全体で高齢者を支えるために、関係機関等の連携を一層強化するとともに、地域における見守り活動を促進します。

さらに、支援を必要としている高齢者やその家族の方に関係する情報が行き届くよう、情報提供の強化に努めます。

#### 主な取組

- 地域包括支援センターの機能強化 **強化**
- 地域ケア会議の充実 **強化**
- 高齢者施策や介護保険制度などの情報提供の強化 **強化**
- 在宅医療・介護連携推進事業 **新規** など

### 施策2 サービスの充実と暮らしの基盤の整備

#### 施策の方向性

介護保険サービスや生活支援サービス等の在宅サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスについても計画的な整備を進めます。

また、介護保険サービスの質の確保・向上を図るとともに、高齢者の暮らしを支える人材の確保に努めます。

さらに、高齢者だけではなく、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、生活環境の整備を進めます。

#### 主な取組

- 予防給付の一部見直しと生活支援サービスの充実 **新規**
- 特別養護老人ホームの整備
- 介護保険サービス事業者に対する指導事項等の公表 **強化**
- 介護職員等の人材定着 など



### 施策3 認知症高齢者支援の充実

#### 施策の方向性

認知症はさまざまな要因により発症する脳の疾病で、高齢化等により、今後も増加が見込まれています。

認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症に対する市民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族を支える相談支援体制やサービス基盤の整備・強化を図ります。

#### 主な取組

- 認知症サポーター養成講座の実施
- 認知症地域支援推進員の設置 **強化**
- 認知症サポート医の養成
- 認知症高齢者グループホームの整備

など

### 施策4 介護予防・健康づくりの推進

#### 施策の方向性

高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、自立した生活を続けることができるように、自らが介護予防や健康づくりの必要性に気づき、日常生活の中で取り組むことが重要です。

高齢者が身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるように、介護予防の普及啓発を進めるとともに、住民主体の介護予防事業の充実を図ります。

また、高齢者の健康づくりの取組を支える環境の充実を図ります。

#### 主な取組

- 一般介護予防事業の実施 **新規**
- 介護サポートポイント事業の実施
- 地域の健康づくり推進事業

など



## 施策5 積極的な社会参加の促進

### 施策の方向性

少子高齢化が進む中、高齢者にはその意欲・能力に応じて社会を支える役割が期待されています。

高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心して暮らすことができるように、活動機会の提供や活動団体への支援などを通じて社会参加を促進します。

### 主な取組

- 老人クラブへの活動支援
- はつらつシニアサポート事業の実施
- 高齢者の社会参加を促す情報発信の強化等 新規
- 札幌シニア大学の開催

など

## 施策6 安定した介護保険制度の運営

### 施策の方向性

介護保険制度は、被保険者の方々に保険料を負担していただきながら運営をする社会保険制度であり、その持続可能性を確保するためにも、公平公正で無駄のない適切な事業運営を行う必要があります。

保険料の適切な賦課・徴収や公平公正な要介護等認定などに取り組むとともに、予防給付の一部見直しと生活支援サービスの充実を図ることにより、安定した介護保険制度の運営に努めます。

### 主な取組

- 保険料の適切な賦課
- 保険料の確実な徴収
- 公平公正な要介護等認定の実施
- 要介護等認定における透明性の確保

など



# 介護保険サービスの見込み等

## 被保険者数の見込み

第1号被保険者数は平成27年度(2015年度)には48万人を超え、平成37年度(2025年度)には58万人を超えることが見込まれます。

### 被保険者数 (見込み)

(単位：人、各年10月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
第1号被保険者数	480,014	493,094	506,174	581,409
65～74歳	257,208	261,528	265,848	247,131
75歳以上	222,806	231,566	240,326	334,278

第1号被保険者：原則として札幌市に住所を有する65歳以上の者をいう。

第2号被保険者：原則として札幌市に住所を有する40歳以上64歳以下の医療保険加入者をいう。

## 要介護等認定者数の見込み

高齢化の進展に伴い要介護等認定者数は増えていくことが予想され、平成27年度(2015年度)には10万人を超え、平成37年度(2025年度)には15万人を超えることが見込まれます。

### 要介護等認定者数 (見込み)

(単位：人、( )内は各被保険者数に占める認定者数の割合、各年10月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
要介護等認定者数	100,574	106,913	113,380	155,295
第1号被保険者の 認定者数	98,594 (20.5%)	104,993 (21.3%)	111,519 (22.0%)	153,468 (26.4%)
第2号被保険者の 認定者数	1,980 (0.3%)	1,920 (0.3%)	1,860 (0.3%)	1,827 (0.3%)

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。



## 介護サービスの利用者数の見込み

高齢者人口の増加等に伴い、今後も介護サービスの利用者数は増加していくと予想されます。

### サービス利用者数（見込み）

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
サービス利用者数	80,310	86,200	92,458	128,873
居宅サービス・ 介護予防サービス	61,732	67,230	73,017	105,867
施設・居住系 サービス	18,578	18,970	19,442	23,006

※ 各年度の1月あたりの平均

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

## 介護保険施設等の整備目標

本計画期間における介護保険施設等の整備目標は以下のとおりです。

### 介護保険施設等の整備目標

		平成26年度 見込み (累計)	目 標			計画期間 合 計
			平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	カ所数	75	3	3	4	10
	定員(人)	5,458	240	240	320	800
介護老人保健施設	カ所数	48	—	1	1	2
	定員(人)	4,415	—	80	80	160
認知症高齢者 グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	カ所数	245	4	7	7	18
	定員(人)	4,090	80	130	130	340

※ 全て着工年度で計上



## 第1号保険料の額の設定

サービス費用の増加に加え、第1号保険料の負担割合が21%から22%へ引き上げられることによって、本計画の第1号保険料全体で負担する額は3年間で約855億円と見込まれます。

### 費用見込額等の増加

前計画 (平成24~26年度)	サービス費用額 (3年間累計)
サービス費用の全体	339,137 百万円
公費負担分 (50%)	268,585 百万円
第2号保険料分 (29%)	
第1号保険料分 (21%)	70,552 百万円



本計画 (平成27~29年度)	サービス費用額 (3年間累計)
サービス費用の全体	391,882 百万円
公費負担分 (50%)	306,431 百万円
第2号保険料分 (28%)	
第1号保険料分 (22%)	85,451 百万円

※ 負担割合は全国の標準的なもの。実際には、市町村ごとの高齢者の所得段階別加入割合や後期高齢者加入割合の格差について、国による財政調整が行われるため、この比率とは若干異なる。

これらの費用をまかなうために必要となる第1号保険料の基準額は月額5,264円となります。

この金額に対して、「札幌市介護給付費準備基金」の残高のほぼ全額にあたる14億円を活用し、保険料の上昇を抑制することによって、本計画の第1号保険料の基準額は月額**5,177円**となります。

前計画の第1号保険料の基準額は月額4,656円ですので、これと比較すると11.2%の上昇になります。



各年度の所得段階別の第1号保険料は下表のとおりです。

### 所得段階別第1号保険料

段階	対象者	平成24～26年度 各年度の保険料	平成27～29年度 各年度の保険料	負担割合
第1段階 (第1段階 及び 第2段階)	生活保護を受給している方、 中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ----- 世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	27,937円	31,062円 (注1)	基準額 × <u>0.50</u> (注1)
第2段階 (第3段階 軽減措置)	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	36,318円	40,380円	基準額 × <u>0.65</u>
第3段階 (変更なし)	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	41,905円	46,593円	基準額 × <u>0.75</u>
第4段階 (第4段階 軽減措置)	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	50,286円	55,911円	基準額 × <u>0.90</u>
第5段階 (第4段階)	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	55,873円 (月額4,656円)	62,123円 (月額5,177円)	基準額
第6段階 (第5段階 軽減措置)	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が125万円未満の方	64,254円	71,442円	基準額 × <u>1.15</u>
第7段階 (第5段階)	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方	69,842円	77,654円	基準額 × <u>1.25</u>
第8段階 (第6段階)	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が 200万円以上350万円未満の方	83,810円	93,185円	基準額 × <u>1.50</u>
第9段階 (第7段階)	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が 350万円以上500万円未満の方	97,778円	108,716円	基準額 × <u>1.75</u>
第10段階 (第8段階)	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が500万円以上の方	111,746円	124,246円	基準額 × <u>2.00</u>

※ 段階の( )は、平成24～26年度の前計画の段階区分

※ 注1の平成27～29年度の第1段階の保険料については、後日、政令で定められる予定の低所得者保険料軽減を踏まえ、「平成27～29年度各年度の保険料」が「27,956円」、「負担割合」が「基準額×0.45」となる見込み



## 札幌市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版(平成27～29年度)

平成27年(2015年)3月発行

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

高齢福祉課 電話：(011)211-2976 FAX：(011)218-5179

介護保険課 電話：(011)211-2547 FAX：(011)218-5117



さっぽろ市  
01-E03-15-264  
27-1-43